

大村市内保育所等における災害発生時等対応ガイドライン

1 目的

大雨や台風などにより避難情報が発令された場合、保育所等は園児や職員の生命と安全を守るための早急な判断と対応が必要です。このことから、大村市内の保育所等における災害時の対応基準について、ガイドラインとしてまとめることとします。

2 発令時の対応基準

災害発生または災害発生の恐れがある場合において発令される警戒レベルに応じた基準とします。

別表「大村市 保育所等の災害発生時における臨時休園の基準」参照

〈留意事項〉

- ① 施設によって立地条件等が異なるため、運用に当たっては、施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況(予見される場合を含む。)、施設の立地条件や周辺状況等を把握したうえで、対応を判断する。
- ② 臨時休園とした場合においても、保護者が災害発生の状況において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等であって、かつ、施設での保育の提供が必要な場合は、施設長の判断により、その子どもを受け入れることができる。
- ③ ②において、土砂災害や水害の被害又は危険が差し迫っている等により受入れができない場合は、予め設定している代替保育についても検討する。

3 災害時の流れ

- ① 市（安全対策課）が警戒レベル3～5を発令
- ② 各施設において警戒レベルを確認し、「大村市保育所等の災害発生時における臨時休園の基準」を踏まえ休園または開園を判断する。
- ③ 判断後、保護者に休園または開園の旨を伝える。
- ④ 休園の場合は、市こども支援課へ連絡

4 基準と当日の連絡・確認方法の事前周知

①基準の周知

- ・市は本ガイドラインについて市 HP に掲載する。
- ・各保育所等は本基準を踏まえ、園ごとの具体的な対応基準を決定し、保護者への周知を行う。

②当日対応等の周知

- ・各保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難後の子どもの引渡方法、当日の連絡方法、社会的要請が強く施設での保育の提供の必要性が高い者のリスト等をあらかじめ策定し、保護者への周知及び職員間の情報共有を行う。

③避難情報・気象情報等の発令の確認

- ・市公式ホームページ、市公式フェイスブック、市公式ライン
- ・市防災ラジオ
- ・大村市防災情報メール